

○防衛省告示第十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が令和六年一月二十三日次のとおり決定された。

令和六年一月二十五日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七〇	釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町	国有	建物…約一、五〇〇平方メートル

令和五年十二月八日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 沖繩市、沖繩県中頭 国有 土地…約一三、〇〇〇平方メートル

郡北中城村 民有 土地…約一九九、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約一九、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…囲障等

緑地スペースとして一般利用するため共同使用する。

使用期間…共同使用を開始するための作業を完了した日から当該土地の返還の日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	工作物…困障等 護岸として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	工作物…照明装置 保安施設として追加提供する。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地…約七〇〇平方メートル 建物…約二、二〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。
				使用期間… 一 令和六年一月二十四日から同年二月十日までの間 二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

工作物… 囲障等

囲障等として追加提供する。

六〇五一 普天間飛行場

宜野湾市

国有

六〇九二 那覇駐屯地

那覇市

国有

土地… 約四、一〇〇平方メートル

民有

土地… 約一、二〇〇平方メートル

国有

建物… 約二、六〇〇平方メートル

国有

工作物… 水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間… 令和六年一月二十四日から同

年二月十一日までの間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

伊勢湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三四度四三分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒
- 2 北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒
- 3 北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒

4 北緯三四度四〇分五四秒、東経一三六度三八分二四秒

## 二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

## 三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和六年二月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。